

第 4 章

関係資料等

- 1 直近のプレスリリース一覧
- 2 設置委員会・部会一覧
- 3 都道府県社会保険労務士会一覧
- 4 街角の年金相談センター一覧
- 5 著作物
- 6 労働社会保険関係法改正一覧

1 直近のプレスリリース一覧

件 名	日 付
「開業社労士の多様な志向が明らかに～社労士制度創設来初のパネル調査結果を公表～」	2025 年 4 月 30 日
「社会保険労務士法の一部を改正する法律」の成立について	2025 年 6 月 18 日
社労士による繊維産業の監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」監査の開始について	2025 年 6 月 26 日
新会長に若林正清氏が就任	2025 年 7 月 1 日
助成金の不正受給に関与した社労士に関する新聞報道について	2025 年 9 月 26 日
産業雇用安定センターと連携協定を締結	2025 年 10 月 22 日
「働き方改革が労働意欲・労働時間・職場文化に与えた影響に関する調査」調査結果レポート公表	2026 年 3 月 6 日
「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」2025 年度政策提言・宣言を公表	2026 年 3 月 12 日

2 設置委員会・部会一覧

I. 常設委員会ではこれまでの体制を踏襲し、より深い議論を推進

2025・2026 年度においては、常設委員会について、前期と同様に 9 つの委員会を設置し、これまでの体制を踏襲しつつ、議論をさらに深めていくこととしている。また、柔軟に議論を推進する必要がある分野については、3 つの部会を設置し、効率的な事業推進を図ることとした。

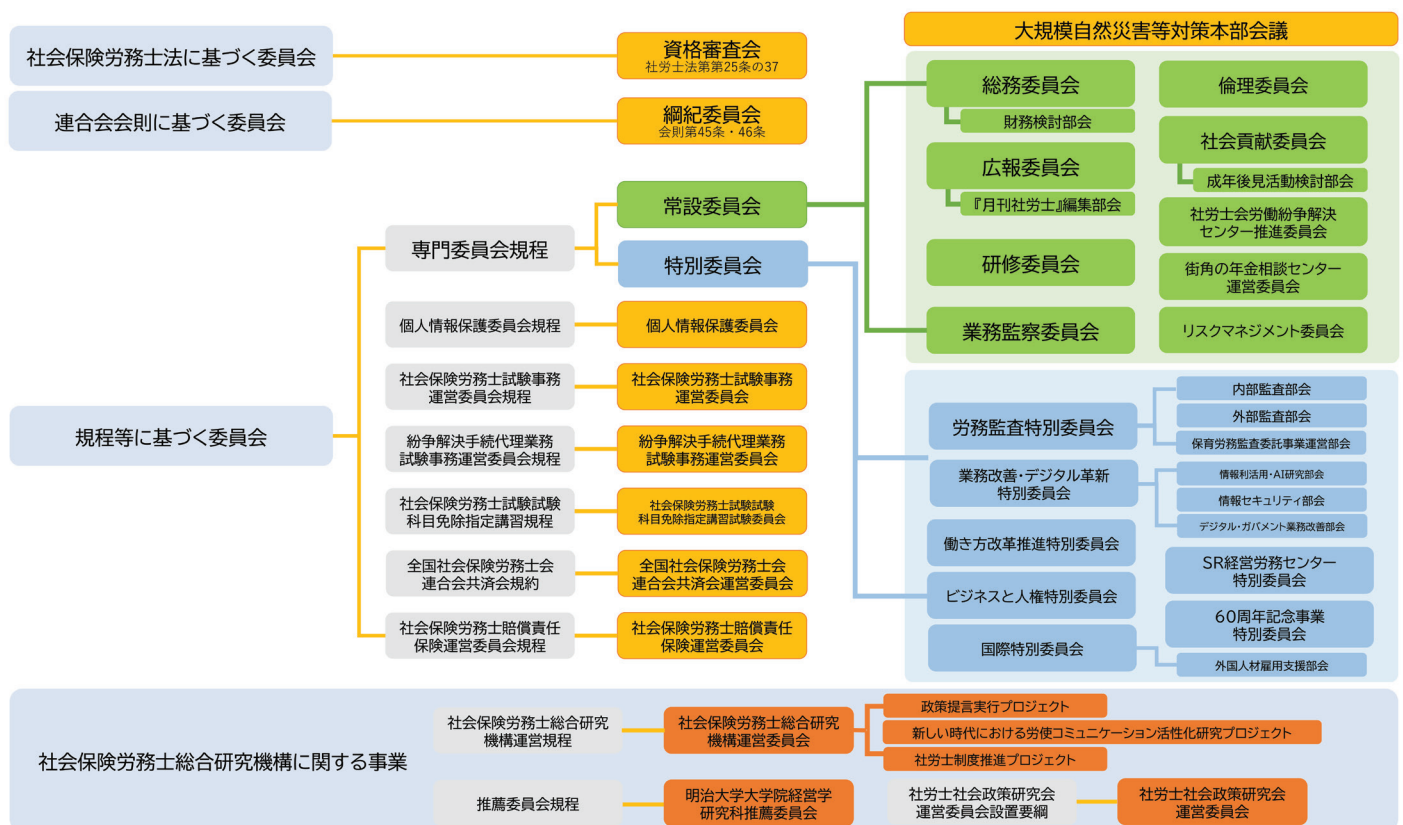
II. 労務監査、ビジネスと人権、デジタル・生成 AI に関する議論・研究の体制を強化

2025 年 6 月に第 9 次社労士法改正が実現し、労務監査が社労士法に明記されたことから、あらためて労務監査業務を社労士の中核業務として確立すべく、「労務監査特別委員会」を設置。その下に 3 つの部会を置き、重点的に議論を行うこととしている。

また、近年、企業においてビジネスと人権への取り組みがより一層強化されてきていることや、デジタル技術・生成 AI の急速な進展を受け、社労士がこれらの問題について国民の皆様を支援できるよう、特別委員会の体制を整え、議論・研究を深めていくこととした。

2025・2026 年度事業について、各事業の検討・実行機関となる委員会体制は以下のとおりである。

全国社会保険労務士会連合会 2025・2026 年度 委員会体制 構成図



1. 常設委員会

総務委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 中長期的視野に立った財政の在り方に関する検討
2. 連合会及び都道府県会双方の業務の連携及び効率化に関する検討
3. 一人法人制度における諸課題（後継候補者等）に関する検討

財務検討部会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 連合会の財務状況の点検・精査を行うとともに、今後の社会経済情勢、会員数推計等を含めた更なる財務の健全性の確立に関する検討を行う。
2. 令和9年度連合会会費の改定に向けた具体策に関する検討を行う。

広報委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 社労士のブランド価値向上及び制度の発展を見据えた広報事業に関する検討
2. 連合会及び都道府県会の活動状況及び会員に有益な情報を迅速に伝達するための広報事業に関する検討
3. 連合会及び都道府県会が連携して実施すべき広報事業をまとめた広報計画策定に関する検討
4. 『月刊社労士』のデジタル化推進に関する検討

『月刊社労士』編集部会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 『月刊社労士』の企画立案・編集に関する事項
2. 『月刊社労士』の発行に関する事項

研修委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 単位制を見据えた研修体系の構築等、社労士の専門能力向上及び制度発展を目的とした研修事業に関する検討
2. 年度ごとの研修計画に関する検討
3. 若い世代が社労士試験合格後のキャリアアッププランを想定できるよう、インターン研修制度の創設等の環境整備に関する検討

業務監察委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 業務侵害行為を防止・撲滅するための国民に向けた広報活動に関する検討
2. 業務侵害サイトの検索・監視等を行うシステムを活用した業務侵害の内容等の分析とその対応に関する検討
3. 業務侵害事案への都道府県会の対応支援に関する検討

倫理委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 社労士に求められる高い職業倫理の維持に向けた倫理研修の内容等に関する検討
2. 社労士による不適切な情報発信をなくすための情報発信に関する検討
3. 苦情対応に係る都道府県会との連携及び情報収集及び分析等に関する検討

社会貢献委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 学校教育事業に関する活動状況の把握・支援等の在り方に関する検討（小・中・高・大学等）

成年後見活動検討部会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 成年後見事業に関する活動状況の把握・支援等の在り方及び社労士の成年後見活動の広報に関する検討

社労士会労働紛争解決センター推進委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 社労士会労働紛争解決センターの利用促進に向けた広報活動に関する検討
2. 社労士会労働紛争解決センターの運営に携わる者等への研修の充実に関する検討
3. 社労士会労働紛争解決センターの運営に係る実態把握及び分析に関する検討

街角の年金相談センター運営委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 街角センター運営業務に係る令和8年度以降の契約に関する検討
 - ・複数年契約の締結、人件費等の必要経費の確保、及びセンター運営における体制強化等に関する事項について検討を行う。
2. 年金相談窓口等の運営業務に関する検討
 - ・契約単価の引上げ及び研修の充実等に関する事項について検討を行う。

リスクマネジメント委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 連合会における危機管理体制の整備に関する検討
2. 事業継続計画（BCP）の策定に関する検討
3. 大規模災害時の危機管理に関する検討

2. 特別委員会

労務監査特別委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 社労士による労務監査の体系化（内部監査、外部監査の視点）に向けた検討
2. 社労士による労務監査の普及・啓発に関する検討

内部監査部会

《2025・2026 年度の検討事項》

経営労務監査、社労士診断認証制度の普及・啓発、渉外対応・対外的な連携等について検討

外部監査部会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 社労士による外部監査制度について議論し、具体的な運営等に関する検討
2. 外部監査の関係機関及び団体等との渉外に関する検討
3. 外部労務監査に関する研修の構築、実施に関する検討
4. 社労士による外部労務監査の会員への周知及び対外的な情報発信に関する検討

保育労務監査委託事業運営部会**《2025・2026 年度の検討事項》**

公益財団法人児童育成協会と業務委託契約を締結した「企業主導型保育施設への労務監査事業」の円滑な事業推進に向けた検討

業務改善・デジタル革新特別委員会**《2025・2026 年度の検討事項》**

1. 社労士業務における AI 技術の在り方及び情報利活用の検討
2. 社労士事務所の価値創出に資する情報セキュリティ対策の検討
3. デジタル革新技術を背景にした企業及び国民の利便に資する社労士業務改善の検討及びデジタル・ガバメント対応に関する検討

情報利活用・AI 研究部会**《2025・2026 年度の検討事項》**

1. AI の性能向上により起こり得る書類作成、手続業務及び労務管理の代替の在り方を正しく理解するための研究を行う。
2. AI を活用した社労士業務の発展・効率化を検討するとともに、新しい時代に躍進する社労士の在り方を検討する。
3. 企業及び働く人々が、プライバシーを保護されつつ、豊かで充実した職場環境を構築するための情報利活用の在り方を検討する。

情報セキュリティ部会**《2025・2026 年度の検討事項》**

1. SRP III 認証制度を構築し、経済産業省サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度との有機的連携を図る。
2. 全会員の情報セキュリティリテラシー習得を前提に、SRP II 認証制度と SRP III 認証制度の活用ユースケースを精査し、会員が自身の事務所に求める情報セキュリティレベルに応じた認証制度の提供を実現する。

デジタル・ガバメント業務改善部会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 定期協議（毎月）を通じて、電子申請の利便性向上に資する社労士の知見を活かした意見を厚生労働省及びデジタル庁等に提言する。
2. デジタルを意識した社労士業務の改善に関する検討を行い、企業及び働く人々の利便性向上並びに行政窓口の公正・迅速な処理に資する提案を厚生労働省及びデジタル庁等に行う。

ビジネスと人権特別委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. BHR について、すべての社労士が標準的に備えるべき内容として展開するための方策に関する検討
2. BHR 推進社労士のさらなる養成に関する検討及び BHR 推進社労士へのフォローアップに関する検討

国際特別委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 国内外の政府、国際機関及び団体等との渉外に関する検討
2. 国際機関等と連携した社労士制度の導入支援等に関する検討
3. 関係機関等と連携した外国人材雇用支援に関する検討

外国人材雇用支援部会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 育成就労制度、外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策等、政府が進める外国人材雇用に関する施策及び制度の情報収集及び分析、会員への適正な周知及び能力強化、一般への周知・広報に関する検討
2. 関係機関等と連携した外国人材雇用支援に関する検討

SR 経営労務センター特別委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. SR 経営労務センターの全都道府県設置に向けた検討
2. 全国 SR 世話人会との連携等、SR 経営労務センターの事業推進への協力に関する検討

60周年記念事業特別委員会

《2025・2026 年度の検討事項》

1. 60 周年記念事業に関する検討

3. その他の委員会

- (1) 資格審査会
- (2) 綱紀委員会
- (3) 個人情報保護委員会
- (4) 社会保険労務士試験事務運営委員会
- (5) 紛争解決手続代理業務試験事務運営委員会
- (6) 社労士試験試験科目免除指定講習試験委員会
- (7) 社労士賠償責任保険運営委員会
- (8) 社会保険労務士総合研究機構運営委員会
- (9) 明治大学大学院経営学研究科推薦委員会
- (10) 社労士社会政策研究会運営委員会
- (11) 共済会運営委員会
- (12) 大規模自然災害等対策本部会議

3 都道府県社会保険労務士会一覧

都道府県会		所在地	電話番号
北海道社会保険労務士会	〒 064-0804	札幌市中央区南 4 条西 11 丁目 サニー南四条ビル 2 階	011-520-1951
青森県社会保険労務士会	〒 030-0802	青森市本町 5-5-6 青森県社会保険労務士会館	017-773-5179
岩手県社会保険労務士会	〒 020-0878	盛岡市肴町 4-5 カガヤ肴町ビル 2 階	019-651-2373
宮城県社会保険労務士会	〒 980-0022	仙台市青葉区五橋 1-6-6 五橋ビル 9 階	022-223-0573
秋田県社会保険労務士会	〒 010-0921	秋田市大町 3-2-44 大町ビル 3 階	018-863-1777
山形県社会保険労務士会	〒 990-0039	山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 8 階	023-631-2959
福島県社会保険労務士会	〒 960-8252	福島市御山字三本松 19-3 第 2 信夫プラザ 2 階	024-535-4430
茨城県社会保険労務士会	〒 311-4152	水戸市河和田 1-2470-2	029-350-4864
栃木県社会保険労務士会	〒 320-0851	宇都宮市鶴田町 3492-46 栃木県社会保険労務士会館	028-647-2028
群馬県社会保険労務士会	〒 371-0846	前橋市元総社町 528-9 群馬県社会保険労務士会館	027-253-5621
埼玉県社会保険労務士会	〒 330-0063	さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル 7 階	048-826-4864
千葉県社会保険労務士会	〒 260-0015	千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハynesビル 7 階	043-223-6002
東京都社会保険労務士会	〒 101-0062	千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア 4 階	03-5289-0751
神奈川県社会保険労務士会	〒 231-0016	横浜市中区真砂町 4-43 木下商事ビル 4 階	045-640-0245
新潟県社会保険労務士会	〒 950-0087	新潟市中央区東大通 2-3-26 プレイス新潟 1 階	025-250-7759
富山県社会保険労務士会	〒 930-0083	富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 7 階	076-413-4801
石川県社会保険労務士会	〒 921-8002	金沢市玉鉾 2-502 TRUSTY BUILDING 2 階	076-291-5411
福井県社会保険労務士会	〒 910-0005	福井市大手 3-7-1 織協ビル 7 階	0776-21-8157
山梨県社会保険労務士会	〒 400-0805	甲府市酒折 1-1-11 日星ビル 2 階	055-244-6064
長野県社会保険労務士会	〒 380-0935	長野市中御所 1-16-11 鈴正ビル 3 階	026-223-0811
岐阜県社会保険労務士会	〒 500-8382	岐阜市藪田東 2-11-11	058-272-2470
静岡県社会保険労務士会	〒 420-0833	静岡市葵区東鷹匠町 9-2	054-249-1100
愛知県社会保険労務士会	〒 456-0032	名古屋市熱田区三本松町 3-1 社会保険労務士会館	052-889-2800
三重県社会保険労務士会	〒 514-0002	津市島崎町 255	059-228-4994
滋賀県社会保険労務士会	〒 520-0806	大津市打出浜 2-1 「コラボしが 21」 6 階	077-526-3760
京都府社会保険労務士会	〒 602-0939	京都市上京区今出川通新町西入弁財天町 332	075-417-1881
大阪府社会保険労務士会	〒 530-0043	大阪市北区天満 2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188
兵庫県社会保険労務士会	〒 650-0011	神戸市中央区下山手通 7-10-4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864
奈良県社会保険労務士会	〒 630-8325	奈良市西木辻町 343-1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070
和歌山県社会保険労務士会	〒 640-8317	和歌山市北出島 1-5-46 和歌山県労働センター 1 階	073-425-6584
鳥取県社会保険労務士会	〒 680-0845	鳥取市富安 1-152 SG ビル 4 階	0857-26-0835
島根県社会保険労務士会	〒 690-0886	松江市母衣町 55-2 島根県教育会館 3 階	0852-26-0402
岡山県社会保険労務士会	〒 700-0815	岡山市北区野田屋町 2-11-13 7 階 (旧岡山あおばビル 7 階)	086-226-0164
広島県社会保険労務士会	〒 730-0015	広島市中区橋本町 10-10 広島インテスビル 5 階	082-212-4481
山口県社会保険労務士会	〒 753-0074	山口市中央 4-5-16 山口県商工会館 2 階	083-923-1720
徳島県社会保険労務士会	〒 770-0865	徳島市南末広町 5-8-8 徳島経済産業会館 (KIZUNA プラザ) 2 階	088-654-7777
香川県社会保険労務士会	〒 760-0006	高松市亀岡町 1-60 エスアールビル 4 階	087-862-1040
愛媛県社会保険労務士会	〒 790-0813	松山市萱町 4-6-3	089-907-4864
高知県社会保険労務士会	〒 781-8010	高知市棧橋通 2-8-20 モリタビル 2 階	088-833-1151
福岡県社会保険労務士会	〒 812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-5-28 博多偕成ビル 3 階 301 号	092-414-8775
佐賀県社会保険労務士会	〒 840-0826	佐賀市白山 2-1-12 佐賀商工ビル 4 階	0952-26-3946
長崎県社会保険労務士会	〒 850-0027	長崎市桶屋町 50-1 杉本ビル 3 階 B	095-821-4454
熊本県社会保険労務士会	〒 860-0041	熊本市中央区細工町 4-30-1 扇寿ビル 5 階 A	096-324-1124
大分県社会保険労務士会	〒 870-0021	大分市府内町 1-6-21 山王ファーストビル 3 階	097-536-5437
宮崎県社会保険労務士会	〒 880-0878	宮崎市大和町 83-2 鮫島ビル 1 階	0985-20-8160
鹿児島県社会保険労務士会	〒 890-0064	鹿児島市鴨池新町 6-6 鴨池南国ビル 11 階	099-257-4827
沖縄県社会保険労務士会	〒 900-0016	那覇市前島 2-12-12 セントラルコーポ兼陽 205 号室	098-863-3180
全国社会保険労務士会連合会	〒 103-8346	中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館	03-6225-4864

4 街角の年金相談センター一覧

都道府県	名称	管轄年金事務所	所在地	電話番号
北海道	札幌駅前	札幌西	〒 060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2-1 札幌時計台ビル 4 階	011-221-2250
	麻生	札幌北	〒 001-0038 札幌市北区北 38 条西 4-1-8	011-708-7087
青森	青森	青森	〒 030-0802 青森市本町 1-3-9 ニッセイ青森本町ビル 10 階	017-735-5228
岩手	盛岡	盛岡	〒 020-0022 盛岡市大通 3-3-10 七十七日生盛岡ビル 4 階	019-626-4102
宮城	仙台	仙台東	〒 980-0803 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 2 階	022-262-5527
秋田	秋田	秋田	〒 010-8506 秋田市東通仲町 4-1 秋田拠点センター ALVE（アルヴェ）2 階	018-834-5512
山形	酒田	鶴岡	〒 998-0044 酒田市中町 1-13-8	0234-22-4554
福島	福島	東北福島	〒 960-8131 福島市北五老内町 7-5 i・s・M37（イズム 37）2 階	024-531-3838
茨城	水戸	水戸北	〒 310-0021 水戸市南町 3-4-10 水戸 FF センタービル 1 階	029-231-6541
	土浦	土浦	〒 300-0037 土浦市桜町 1-16-12 リーガル土浦ビル 3 階	029-825-2300
群馬	前橋	前橋	〒 379-2147 前橋市亀里町 1310 群馬県 JA ビル 3 階	027-265-0023
埼玉	大宮	大宮	〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町 2-287 大宮西口大栄ビル 3 階	048-647-6721
	草加	越谷	〒 340-0022 草加市瀬崎 1-9-1 谷塚コリーナ 2 階	048-920-7922
	川越	川越	〒 350-1123 川越市脇田本町 16-23 川越駅前ビル 8 階	049-291-2820
千葉	千葉	千葉	〒 260-0027 千葉市中央区新田町 4-22 サンライトビル 1 階	043-241-1165
	船橋	船橋	〒 273-0005 船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 7 階	047-424-7091
	柏	松戸	〒 277-0005 柏市柏 4-8-1 柏東口金子ビル 1 階	04-7160-3111
	市川	市川	〒 272-0034 市川市市川 1-7-6 愛愛ビル 3 階	047-329-3301
東京	新宿	新宿	〒 160-0023 新宿区西新宿 1-7-1 松岡セントラルビル 8 階	03-3343-5171
	町田	八王子	〒 194-0021 町田市中町 1-2-4 日新町田ビル 5 階	042-720-2101
	立川	立川	〒 190-0012 立川市曙町 2-7-16 鈴春ビル 6 階	042-521-1652
	国分寺	立川	〒 185-0021 国分寺市南町 2-1-31 青木ビル 2 階	042-359-8451
	大森	大田	〒 143-0023 大田区山王 2-8-26 東辰ビル 5 階	03-3771-6621
	八王子	八王子	〒 192-0081 八王子市横山町 22-1 エフ・ティービル八王子 3 階	042-631-5370
	足立	足立	〒 120-0005 足立区綾瀬 2-24-1 ロイヤルアヤセ 2 階	03-5650-5200
	江戸川	江戸川	〒 132-0024 江戸川区一之江 8-14-1 交通会館一之江ビル 3 階	03-5663-7527
	練馬	練馬	〒 178-0063 練馬区東大泉 6-52-1 WICS ビル 1 階	03-5947-5670
	武蔵野	武蔵野	〒 180-0006 武蔵野市中町 1-6-4 三鷹山田ビル 3 階	0422-50-0475
	江東	江東	〒 136-0071 江東区亀戸 2-22-17 日本生命亀戸ビル 5 階	03-5628-3681
神奈川	横浜	横浜中	〒 220-0011 横浜市西区高島 2-19-12 スカイビル 18 階	045-451-5712
	戸塚	横浜西	〒 244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 498-11 第 5 吉本ビル 3 階	045-861-7744
	溝ノ口	高津	〒 213-0001 川崎市高津区溝口 1-3-1 ノクティブラザ 1 10 階	044-850-2133
	相模大野	相模原	〒 252-0303 相模原市南区相模大野 3-8-1 小田急相模大野ステーションスクエア 1 階	042-701-8515
	藤沢	藤沢	〒 251-0052 藤沢市藤沢 496 藤沢森井ビル 6 階	0466-55-2280
	厚木	厚木	〒 243-0018 厚木市中町 3-11-18 Flos 厚木 6 階	046-297-3481
	新横浜	港北	〒 222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 3 階	045-471-5300
新潟	新潟	新潟西	〒 950-0087 新潟市中央区東大通 2-3-26 ブレイス新潟 6 階	025-244-9246
富山	富山	富山	〒 930-0010 富山市稲荷元町 2-11-1 アピアショッピングセンター 2 階	076-444-1165
石川	金沢	金沢北	〒 920-0804 金沢市鳴和 1-17-30	076-253-2222
福井	福井	福井	〒 910-0858 福井市手寄 1-4-1 アオッサ（AOSSA）2 階	0776-26-6070
長野	長野	長野南	〒 380-0935 長野市中御所 45-1 山王ビル 1 階	026-226-8580
	上田	小諸	〒 386-0025 上田市天神 1-8-1 上田駅前ビルパレオ 6 階	0268-25-4425
岐阜	岐阜	岐阜北	〒 500-8891 岐阜市香蘭 2-23 オーキッドパーク西棟 3 階	058-254-8555
静岡	静岡	静岡	〒 422-8067 静岡市駿河区南町 18-1 サウスポット静岡 2 階	054-288-1611
	沼津	沼津	〒 410-0801 沼津市大手町 3-8-23 ニッセイスタービル 4 階	055-954-1321
	浜松	浜松東	〒 435-0044 浜松市中央区西塚町 200 サーラブラザ浜松 5 階	053-465-2360
愛知	名古屋	中村	〒 453-0015 名古屋市中村区椿町 1-16 井門名古屋ビル 2 階	052-453-0061
	栄	大曽根	〒 460-0008 名古屋市中区栄 4-2-29 JRE 名古屋広小路ブレイス 8 階	052-242-2340

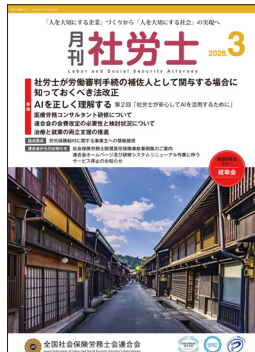
都道府県	名称	管轄年金事務所	所在地	電話番号
三重	津	津	〒 514-0036 津市丸之内養正町 4-1 丸之内三重ビル 1 階	059-224-8612
滋賀	草津	草津	〒 525-0026 草津市渋川 1-1-50 近鉄百貨店 草津店 5 階	077-564-4311
京都	宇治	京都南	〒 611-0031 宇治市広野町西裏 54-2	0774-43-1511
	京都	京都西	〒 615-8073 京都市西京区桂野里町 17 ミュー阪急桂 (EAST) 5 階	075-382-2606
大阪	天王寺	天王寺	〒 543-0054 大阪市天王寺区南河堀町 10-17 天王寺北 NK ビル 2 階※	06-6779-0651
	吹田	吹田	〒 564-0082 吹田市片山町 1-3-1 メロード吹田 2 番館 10 階	06-6369-4800
	堺東	堺東	〒 590-0077 堺市堺区中瓦町 1-1-21 堺東八幸ビル 7 階	072-238-7661
	枚方	枚方	〒 573-0032 枚方市岡東町 5-23 アーバンエース枚方ビル 2 階	072-843-6646
	城東	城東	〒 536-0005 大阪市城東区中央 1-8-24 東洋ブラザ蒲生ビル 1 階	06-6930-5601
	東大阪	東大阪	〒 577-0809 東大阪市永和 1-18-12 NTT 西日本東大阪ビル 1 階	06-6736-6571
	豊中	豊中	〒 560-0021 豊中市本町 1-1-3 豊中高架下店舗南ブロック 1 階	06-6844-8391
	なかもず	堺東	〒 591-8025 堺市北区長曽根町 130-23 堺商工会議所会館 1 階	072-258-4701
兵庫	北須磨	須磨	〒 654-0154 神戸市須磨区中落合 2-2-5 名谷センタービル 7 階	078-795-3455
	尼崎	尼崎	〒 661-0012 尼崎市南塚口町 2-1-2-208 塚口さんさんタウン 2 番館 2 階	06-6424-2884
	姫路	姫路	〒 670-0961 姫路市南畝町 2-53 ネオフィス姫路南 1 階	079-221-5127
	西宮	西宮	〒 663-8035 西宮市北口町 1-2 アクタ西宮東館 1 階	0798-69-0030
奈良	奈良	奈良	〒 630-8115 奈良市大宮町 4-281 新大宮センタービル 1 階	0742-36-6501
和歌山	和歌山	和歌山東	〒 640-8331 和歌山市美園町 3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル 1 階	073-424-5603
岡山	岡山	岡山西	〒 700-0032 岡山市北区昭和町 4-55	086-251-0052
広島	広島	広島東	〒 730-0015 広島市中区橋本町 10-10 広島インテスビル 1 階	082-227-1391
	福山	福山	〒 720-0065 福山市東桜町 1-21 エストパルク 6 階	084-926-7951
山口	防府	山口	〒 747-0035 防府市栄町 1-5-1 ルルサス防府 2 階	0835-25-7830
徳島	徳島	徳島北	〒 770-0841 徳島市八百屋町 2-11 ニッセイ徳島ビル 8 階	088-657-3081
香川	高松	高松西	〒 760-0028 高松市鍛冶屋町 3 香川三友ビル 5 階	087-811-6020
愛媛	松山	松山東	〒 790-0005 松山市花園町 1-3 日本生命松山市駅前ビル 5 階	089-931-6120
福岡	北九州	八幡	〒 806-0036 北九州市八幡西区西曲里町 2-1 黒崎テクノプラザ 1-1 階	093-645-6200
佐賀	鳥栖	佐賀	〒 841-0052 鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所南別館 1 階	0942-82-0222
長崎	長崎	長崎南	〒 852-8135 長崎市千歳町 2-6 いわさきビル 5 階	095-842-5121
熊本	熊本	熊本西	〒 860-0806 熊本市中央区花畑町 4-1 太陽生命熊本第 2 ビル 3 階	096-206-2444
大分	中津	別府	〒 871-0058 中津市豊田町 14-3 中津市役所別棟 2 階	0979-22-6311
宮崎	宮崎	宮崎	〒 880-0902 宮崎市大淀 4-6-28 宮交シティ 2 階	0985-63-1066
鹿児島	鹿児島	鹿児島北	〒 892-0825 鹿児島市大黒町 2-11 南星いづろビル 6 階	099-225-0131

※ 2026 年 12 月 1 日より建物名称が「J.NODE 天王寺」に変更となります。

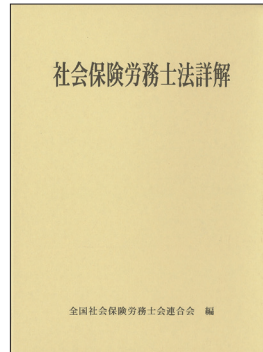
5 著作物

社労士の日常業務に役立てられる実務的な書籍について出版・頒布を行っている。

なお、一部書籍については、広く一般の利便に供することを目的として、全国の書店にて販売されている。



〈月刊社労士〉



〈社会保険労務士法詳解〉



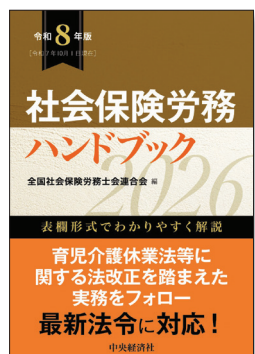
〈労働基準法の実務相談〉



〈労働保険の実務相談〉



〈社会保険の実務相談〉



〈社会保険労務ハンドブック〉



〈社会保険労務士手帳〉

6 労働社会保険関係法改正一覧

2025 年度に実施された労働社会保険関係の制度改正を掲載する。

育児・介護休業法（育児関係）		
制度改正	施行日	概要
子の看護休暇の見直し （子の看護等休暇）	2025 年 4 月 1 日	対象となる子の範囲を「小学校就学の始期に達するまで」から「小学校第 3 学年修了まで」に拡大し、取得理由についても新たに感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式、卒園式を追加。また、労使協定により除外できる労働者から「継続雇用期間 6 ヶ月未満」を撤廃する。取得理由の拡大に伴い、名称は「子の看護等休暇」と改める。
所定外労働の制限（残業免除） の対象拡大	2025 年 4 月 1 日	請求が可能となる労働者の範囲を「3 歳未満の子を養育する労働者」から「小学校就学前の子を養育する労働者」に拡大する。
育児休業等の取得状況公表義務 の適用拡大	2025 年 4 月 1 日	男性の育児休業等の取得状況の公表義務の対象を「常時雇用する労働者数 1,001 人以上」から「同 301 人以上」の事業主に拡大する。
育児のためのテレワーク （努力義務）	2025 年 4 月 1 日	3 歳に満たない子を養育する労働者がテレワーク等を選択できるように措置を講ずることが事業主の努力義務とされる。
短時間勤務制度の代替措置の 選択肢拡大	2025 年 4 月 1 日	3 歳に満たない子を養育する労働者に育児短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置の選択肢の 1 つに、テレワークを追加する。
育児期の柔軟な働き方を実現す るための措置	2025 年 10 月 1 日	事業主は、3 歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、①始業時刻等の変更②テレワーク等③保育施設の設置運営等④養育両立支援休暇の付与⑤短時間勤務制度一の中から 2 つ以上の措置を選択して講じなければならない。
柔軟な働き方を実現するための 措置の個別の周知・意向確認	2025 年 10 月 1 日	事業主は、3 歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、柔軟な働き方を実現するための措置として選択した制度内容や申出先等を個別に周知するとともに、利用の意向の確認を行わなければならない。
妊娠・出産等の申出時と子が 3 歳になる前の個別の意向聴 取と配慮	2025 年 10 月 1 日	事業主は、労働者から本人または配偶者の妊娠・出産等の申出があったとき及び子が 3 歳になるまでの適切な時期に、子や家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関して、労働者の意向を個別に聴取するとともに、その意向に配慮しなければならない。
育児・介護休業法（介護関係）		
介護離職防止のための個別の周 知・意向確認	2025 年 4 月 1 日	事業主は、対象家族の介護に直面した労働者の申出に応じて、介護休業及び介護両立支援制度等に関する制度内容や申出先等を個別に周知するとともに、利用の意向の確認を行わなければならない。
介護に直面する前の早い段階 での情報提供	2025 年 4 月 1 日	事業主は、労働者が介護に直面する前の早い段階（40 歳時点）から介護休業及び介護両立支援制度等の制度内容や申出先等、介護休業給付金に関する事項について情報提供を行わなければならない。
介護離職防止のための雇用環 境整備	2025 年 4 月 1 日	事業主は、労働者が介護休業や介護両立支援制度等の利用の申出がしやすい職場環境を整備するため、①研修の実施②相談窓口設置③事例の収集・提供④利用促進に関する方針の周知一の中からいずれかの措置を講じなければならない。

育児・介護休業法（介護関係）		
制度改正	施行日	概要
介護休暇を取得できる労働者の要件緩和	2025 年 4 月 1 日	労使協定により除外できる労働者から「継続雇用期間 6 ヶ月未満」を撤廃する。
「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の見直し	2025 年 4 月 1 日	介護休業や介護両立支援制度等を利用できる要介護状態にある対象家族の判断基準が見直され、高齢者介護だけでなく障害や医療的ケアを要する者も対象になることを明確化する。
介護のためのテレワーク（努力義務）	2025 年 4 月 1 日	要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者がテレワーク等を選択できるように措置を講ずることが事業主の努力義務とされる。
雇用保険法関係		
雇用保険料率の見直し	2025 年 4 月 1 日	育児休業等給付に係る料率（育児休業給付費充当徴収保険率）を 1,000 分の 5 に引き上げる一方で、保険財政の状況に応じて弾力的に 1,000 分の 4 に調整する仕組み（弾力条項）を導入する。
高年齢雇用継続給付の支給率の変更	2025 年 4 月 1 日	支給率を最大 15% から同 10% に変更する。
出生後休業支援給付金の創設	2025 年 4 月 1 日	子の出生直後の一定期間に両親ともに 14 日以上の子の出生後休業等取得した被保険者に対し、育児休業給付等に上乗せして支給する給付金を創設する。
育児時短就業給付金の創設	2025 年 4 月 1 日	2 歳未満の子を養育する被保険者が育児のために時短就業をした場合に、育児時短就業中の賃金の最大 10% を支給する給付金を創設する。
育児休業給付金の延長申請の要件厳格化	2025 年 4 月 1 日	育児休業給付の支給対象となる育児休業の延長（1 歳以降）について、延長事由の要件を厳格化し、速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限るものとする。
出生時育児休業給付金の支給申請期間見直し	2025 年 4 月 1 日	出生時育児休業給付金の対象となる出生時育児休業（産後パパ育休）が、子の出生日から 8 週間を経過するまでに終了した場合（28 日取得または 2 回目終了）に、休業を終了した日の翌日から申請可能とする。
教育訓練休暇給付金の創設	2025 年 10 月 1 日	被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給する給付金を創設する。
労働安全衛生法関係		
熱中症対策の義務化	2025 年 6 月 1 日	熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、熱中症の重篤化を防止するため、報告体制を整備するとともに作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の手順作成と、これらの関係労働者への周知を事業者が義務づける。
障害者雇用促進法関係		
除外率の引き下げ	2025 年 4 月 1 日	障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種に対する除外率（経過措置）を一律 10 ポイント引き下げる。

高年齢雇用安定法関係		
制度改正	施行日	概要
高年齢雇用確保措置の経過措置終了	2025 年 4 月 1 日	老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の者について、継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められた経過措置が終了。
健康保険・年金関係		
健康保険の被扶養者の年収要件の見直し（19 歳以上 23 歳未満）	2025 年 10 月 1 日	健康保険の被扶養者の認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合における年収要件の基準額を「130 万円未満」から「150 万円未満」に引き上げる。
事業主の証明による被扶養者認定の恒久化	2025 年 10 月 1 日	当面の対応として実施されていた事業主の証明による被扶養者認定（繁忙期などで被扶養者の収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる措置）の制度を恒久化。
発行済み健康保険証の経過措置終了	2025 年 12 月 1 日	2024 年 12 月 1 日までに発行済みの健康保険証の有効期限内に限り利用できる経過措置が終了。以降は、マイナ保険証もしくは資格確認書で資格確認を行う。
法人の役員の被保険者資格を判断する要件の明確化	2026 年 3 月 18 日	いわゆる国保逃れの事案を受け、法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて、役員としての報酬が業務の対価としての経常的な支払いとは認められない場合及び役員としての業務が法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供と認められない場合を明確化。

社会保険労務士白書 2026 年版

2026 年10月1日発行

発行者／全国社会保険労務士会連合会
東京都中央区日本橋本石町 3 -2 -12
社会保険労務士会館

☎ 03 (6225) 4864 (代)
